

「千葉東沿岸海岸保全基本計画（案）」に対する意見と県の考え方

千葉県県土整備部河川整備課

- 1 パブリックコメント実施期間 令和7年1月17日(金)～2月17日(月)
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 8人（17件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

御意見の概要	県の考え方
該当ページ：2-4 気温2℃上昇シナリオ（RCP2.6）は、米国の「パリ協定」離脱により RCP2.6 は実現しないから RCP8.5 で対応すべき	「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」では「パリ協定の目標と整合する RCP2.6（2℃上昇相当）を前提に、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備等を推進」とあり、国はその提言を踏まえ、海岸の保全に関する基本的な方針（海岸保全基本方針）を変更しました。 本計画は、その基本方針や国の通知「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について（令和3年8月2日）」に基づき検討しています。 なお、気候変動の影響に関する将来的な見込みの変化等に応じ、適宜見直しを行ってまいります。
該当ページ：4-23, 4-50, 4-51 根本、砂取、滝口、長尾川にかけての海岸は千葉県最重要保護指定種シロチドリの繁殖地であると同時にシロチドリ含めたシギ、チドリ類の越冬地となっています。また、ここで生息している海浜植生群はこれら鳥類の繁殖や越冬に重要な役割を果たしています。 生物多様性の面からみても、現在の状態のままの海岸を維持する事が最優先と考えます。	「3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題」では、保全または配慮が必要な対象を全て記載することができないため一部を記載しています。 本計画では、「海岸保全施設の整備にあたっては、陸域・海域の生物の生育・生息状況を十分に把握し、生育・生息域の保全・再生方策の導入を検討し、周辺の自然環境に与える影響を最小限に抑えるものとする。」（P2-19 1）と記載しており、各海岸において事業を実施する際には、海岸づくり会議などを開催し、関係団体や地域住民から意見を聞きながら十分配慮して進めてまいります。
該当ページ：3-4 鴨川・千倉ゾーン（鴨川市境界～千倉海岸）	「3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題」では、保全または配慮

○「3-3-2. 環境面における各ゾーンの保全の方向」について

鴨川・千倉ゾーンは「～地域と自然が融合したふれあいの海辺づくり～」として「海岸保全施設の整備にあたっては、陸域・海域の生物の生育・生息状況を十分に把握し、生育・生息域の保全・再生方策の導入を検討し、周辺の自然環境に与える影響を最小限に抑えるものとする。既に設置されている施設等については、地域の自然環境の再生や周辺環境との調和に配慮し、生物の生育・生息が減少・消失した箇所では、必要に応じて改善策を検討していく方針とする」、「かつては広く分布していたハマヒルガオや上陸が僅かとなったアカウミガメなどの動植物の生育・生息の場の回復を目指して、進入防止・看板類等の保護対策や、保全のための啓蒙活動の充実、また、日常的なモニタリング、愛護活動を促進するなど、保護管理のための体勢づくりを支援する。」とあります。しかしながらその基盤となる実際の生物の生息状況について未記載が多いように見受けられます。当方で調査して来た以下の希少種をはじめとした砂浜海岸性生物についての配慮を求めます。

が必要な対象を全て記載することができないため一部を記載しています。

本計画では、「海岸保全施設の整備にあたっては、陸域・海域の生物の生育・生息状況を十分に把握し、生育・生息域の保全・再生方策の導入を検討し、周辺の自然環境に与える影響を最小限に抑えるものとする。」（P2-19 1）と記載しており、各海岸において事業を実施する際には、海岸づくり会議などを開催し、関係団体や地域住民から意見を聞きながら十分配慮して進めてまいります。

該当ページ：3-4 鴨川・千倉ゾーン（鴨川市境界～千倉海岸）

○ウミガメ産卵地について

「3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題」内「○多様な動植物の生息・生育環境の保全」においてウミガメの上陸地としての記載がないが 2000 年代初めからの調査でこの区間の多くの砂浜（千倉海岸 瀬戸地区、千倉海岸 三原地区、和田海岸 海発地区、和田海岸 大原地区、和田海岸 白渚地区、和田海岸 和田浦地区）で産卵上陸を記録しており、毎年日本ウミガメ協議会への報告に記載され

「3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題」では、保全または配慮が必要な対象を全て記載することができないため一部を記載しています。

本計画では、「海岸保全施設の整備にあたっては、陸域・海域の生物の生育・生息状況を十分に把握し、生育・生息域の保全・再生方策の導入を検討し、周辺の自然環境に与える影響を最小限に抑えるものとする。」（P2-19 1）と記載しており、各海岸において事業を実施する際には、海岸づくり会議などを開催し、関係団体や地域住民から意見を聞きながら十分配慮して進めてまいります。

ています。名倉漁港海岸，白浜海岸 滝口地区，白浜西部漁港海岸，白浜海岸 根本地区，平砂浦海岸 布良地区，平砂浦海岸 平砂浦地区がウミガメ産卵地であることを十分に配慮すべきです。本種産卵に適した砂浜の奥行きと砂丘斜面の傾斜角，それらを維持する海浜植生群維持もアカウミガメの繁殖に関わるため，保存が図られることを期待します。アカウミガメは環境省：絶滅危惧ⅠＢ類（EN），千葉県：最重要保護生物（A）に指定されています。

該当ページ：3-4 鴨川・千倉ゾーン（鴨川市境界～千倉海岸）

○シロチドリ，コチドリ産卵地について
「3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題」内「○多様な動植物の生息・生育環境の保全」においてシロチドリとコチドリの産卵地としての記載がありませんが，当方調査によりこの区間の砂浜で産卵もしくは雛を記録しています。頻度は低いですが，むしろ数が減っている状況を示唆していると考えられます。特に千倉海岸 瀬戸地区では十分な調査が行われていない状況で重機による海岸清掃が定期的に行われており既に問題があることが本種減少に影響していないか懸念しております。本２種は砂浜の後浜最前線から砂丘斜面植生内まで全ての位置が産卵適地であることから，砂浜環境改変によって生息状況に大きく影響が出る可能性があります。また特に繁殖時期（2-8月）の工事の影響も考えるべきでしょう。シロチドリは環境省：絶滅危惧Ⅱ類（VU），千葉県：最重要保護生物（A）に指定，コチドリは千葉県：重要保護生物（B）に指定されています。

該当ページ：3-4 鴨川・千倉ゾーン（鴨川市境界～千倉海岸）

「3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題」では、保全または配慮が必要な対象を全て記載することができないため一部を記載しています。

本計画では、「海岸保全施設の整備にあたっては、陸域・海域の生物の生育・生息状況を十分に把握し、生育・生息域の保全・再生方策の導入を検討し、周辺の自然環境に与える影響を最小限に抑えるものとする。」（P2-19 1）と記載しており、各海岸において事業を実施する際には、海岸づくり会議などを開催し、関係団体や地域住民から意見を聞きながら十分配慮して進めてまいります。

「3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題」では、保全または配慮

○海浜植物について

「3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題」内「○多様な動植物の生息・生育環境の保全」においてグンバイヒルガオについて記載されていませんが、和田漁港海岸と和田海岸 白渚地区に跨る位置にグンバイヒルガオの越冬繁殖群落が存在しています。この群落は現在太平洋岸最北限の越冬繁殖群落であり、グンバイヒルガオは千葉県では保護未指定ですが、日本最北限越冬繁殖地を含む北限地域であることから越冬群落は非常に希少であり、生態の保存が本種の生態解明と気候変動の状況記録に置いて重視される状況があるため、今後の保護種指定の可能性も考え十分な配慮を必要とする種と言えます。また、これまで北限とされてきた宮崎県で絶滅危惧 II 類 (VU) に指定されており、繁殖分布域外の地域においても、熊本で絶滅危惧 IA 類 (CR) (熊本県, 2019), 長崎で絶滅危惧 IB 類 (EN) (長崎県, 2022), 大分で絶滅危惧 IA 類 (CR) (大分県, 2022), 愛媛で絶滅危惧 IB 類 (EN) (愛媛県, 2022), 高知で絶滅危惧 IB 類 (EN) (高知県, 2022), 京都で要注目種 (京都府, 2015) に指定されています。引用: 「グンバイヒルガオの越冬繁殖分布の北限新記録と千葉県南部における生息状況」藤田 健一郎・藤田 直子 観音崎自然博物館研究報告たたらはま No. 28 (2024)

また和田海岸 白渚地区にはハマナタマメ群落が複数存在しており、これも記載されていません。本種は千葉県要保護生物 (C) に指定されています。

上記 2 種含め、砂浜に見られる海浜植生には海流散布によって種子が漂着し発芽する種が多く見られることから、現在自生している植生の生息環境を保持するだけでなく、今後未来に漂着種子が自然的に分布

が必要な対象を全て記載することができないため一部を記載しています。

本計画では、「海岸保全施設の整備にあたっては、陸域・海域の生物の生育・生息状況を十分に把握し、生育・生息域の保全・再生方策の導入を検討し、周辺の自然環境に与える影響を最小限に抑えるものとする。」(P2-19 1)) と記載しており、各海岸において事業を実施する際には、海岸づくり会議などを開催し、関係団体や地域住民から意見を聞きながら十分配慮して進めてまいります。

を広げる可能性を阻害しない海岸環境を維持する必要があります。	
該当ページ：3-4 館山・白浜ゾーン（千倉漁港～洲崎） ○「3-3-2. 環境面における各ゾーンの保全の方向」について（該当ページ：3-4） 館山・白浜ゾーンは「～人々が集う憩い・安らぎの美しい海辺づくり～」として「海岸保全施設の整備にあたっては、陸域・海域の生物の生育・生息状況を十分に把握し、生育・生息域の保全・再生方策の導入を検討し、周辺の自然環境に与える影響を最小限に抑えるものとする。既に設置されている施設等については、地域の自然環境の再生や周辺環境との調和に配慮し、生物の生育・生息が減少・消失した箇所では、必要に応じて改善策を検討していく方針とする」、「かつては広く分布していたハマヒルガオや上陸が僅かとなったアカウミガメなどの動植物の生育・生息の場の回復を目指して、進入防止・看板類等の保護対策や、保全のための啓蒙活動の充実、また、日常的なモニタリング、愛護活動を促進するなど、保護管理のための体勢づくりを支援する。」とあります。しかしながらその基盤となる実際の生物の生息状況について未記載が多いように見受けられます。以下の希少種をはじめとした砂浜海岸性生物についての配慮を求めます。	「3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題」では、保全または配慮が必要な対象を全て記載することができないため一部を記載しています。 本計画では、「海岸保全施設の整備にあたっては、陸域・海域の生物の生育・生息状況を十分に把握し、生育・生息域の保全・再生方策の導入を検討し、周辺の自然環境に与える影響を最小限に抑えるものとする。」（P2-19 1）と記載しており、各海岸において事業を実施する際には、海岸づくり会議などを開催し、関係団体や地域住民から意見を聞きながら十分配慮して進めてまいります。
該当ページ：3-4 館山・白浜ゾーン（千倉漁港～洲崎） ○ウミガメ産卵地について 「3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題」内「○多様な動植物の生息・生育環境の保全」においてウミガメの上陸地としての記載がありませんが2000 年代初めからの調査でこの区間のほ	「3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題」では、保全または配慮が必要な対象を全て記載することができないため一部を記載しています。 本計画では、「海岸保全施設の整備にあたっては、陸域・海域の生物の生育・生息状況を十分に把握し、生育・生息域の保全・再生方策の導入を検討し、周辺の自然環境に与える影響を最小限に抑えるものとする

とんどの砂浜（平砂浦，布良，根本，滝口，名倉）で産卵上陸を記録しており，毎年日本ウミガメ協議会への報告に記載されています．名倉漁港海岸，白浜海岸 滝口地区，白浜西部漁港海岸，白浜海岸 根本地区，平砂浦海岸 布良地区，平砂浦海岸 平砂浦地区がウミガメ産卵地であることを十分に配慮すべきでしょう．砂浜の奥行きと砂丘斜面の傾斜角，海浜植生維持も本種の繁殖に関わる事項で，本種の保存を図るためには同時に産卵環境の維持が必要です．	る。」（P2-19 1））と記載しており、各海岸において事業を実施する際には、海岸づくり会議などを開催し、関係団体や地域住民から意見を聞きながら十分配慮して進めてまいります。
該当ページ：3-4 館山・白浜ゾーン（千倉漁港～洲崎） ○シロチドリ産卵地について 「3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題」内「○多様な動植物の生息・生育環境の保全」においてシロチドリの産卵地としての記載がありませんが、この区間のほとんどの砂浜（平砂浦，布良，根本，滝口，名倉）で産卵もしくは雛を記録しています．本種は砂浜の後浜最前線から砂丘斜面植生内まで全ての位置が産卵適地であることから，砂浜環境改変によって生息状況に大きく影響が出る可能性がある．また特に繁殖時期（2-8 月）の工事の影響も考えるべきでしょう．本種は環境省：絶滅危惧Ⅱ類（VU），千葉県：最重要保護生物（A）に指定されています． また同様の海岸でコチドリも繁殖しており，シロチドリと同様の生態であることから同様の懸念がある．コチドリは千葉県：重要保護生物（B）に指定されています． 同時にこれらの海岸はシロチドリ，ミユビシギ，その他シギ，チドリ類の越冬にも利用されている事を確認しており，同様に配慮が必要と考えられます．	「3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題」では、保全または配慮が必要な対象を全て記載することができないため一部を記載しています。 本計画では、「海岸保全施設の整備にあたっては、陸域・海域の生物の生育・生息状況を十分に把握し、生育・生息域の保全・再生方策の導入を検討し、周辺の自然環境に与える影響を最小限に抑えるものとする。」（P2-19 1））と記載しており、各海岸において事業を実施する際には、海岸づくり会議などを開催し、関係団体や地域住民から意見を聞きながら十分配慮して進めてまいります。

該当ページ：3-4 館山・白浜ゾーン（千倉漁港～洲崎）

○海浜植物とヤマトマダラバッタについて

「3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題」内「○多様な動植物の生息・生育環境の保全」において千葉県要保護生物（C）となっているスナビキソウについて記載されていませんが、野島崎漁港海岸と白浜西部漁港海岸、一般公共海岸（白浜海岸 根本地区）において長年生息を記録しています。

また平砂浦海岸 平砂浦地区、白浜西部漁港海岸においてグンバイヒルガオの越冬繁殖群落が存在しています。グンバイヒルガオは千葉県では保護未指定ですが、日本における北限地であることから越冬群落は非常に希少であり、生態の保存が本種の生態解明と気候変動の状況記録に置いて重視される状況があるため、今後の保護種指定の可能性も考え十分な配慮を必要とする種と言える。これまで北限とされてきた宮崎県で絶滅危惧 II 類(VU)に指定されている（宮崎県，2015）。また，繁殖分布域外の地域においても，熊本で絶滅危惧 IA 類(CR)（熊本県，2019），長崎で絶滅危惧 IB 類(EN)（長崎県，2022），大分で絶滅危惧 IA 類(CR)（大分県，2022），愛媛で絶滅危惧 IB 類(EN)（愛媛県，2022），高知で絶滅危惧 IB 類(EN)（高知県，2022），京都で要注目種（京都府，2015）に指定されている。引用：「グンバイヒルガオの越冬繁殖分布の北限新記録と千葉県南部における生息状況」藤田 健一郎・藤田 直子 観音崎自然博物館研究報告たたらはま No. 28（2024）

また海浜植生にはグンバイヒルガオ，ハマナタマメをはじめとする海流散布によって種子が漂着し発芽する種が多く見ら

「3-2-2. 環境面における各ゾーンの現況と問題点・課題」では、保全または配慮が必要な対象を全て記載することができないため一部を記載しています。

本計画では、「海岸保全施設の整備にあたっては、陸域・海域の生物の生育・生息状況を十分に把握し、生育・生息域の保全・再生方策の導入を検討し、周辺の自然環境に与える影響を最小限に抑えるものとする。」（P2-19 1）と記載しており、各海岸において事業を実施する際には、海岸づくり会議などを開催し、関係団体や地域住民から意見を聞きながら十分配慮して進めてまいります。

れることから、現在自生している植生の生息環境を保持するだけでなく、今後未来に漂着種子が自然的に分布を広げる可能性を阻害しない海岸環境を維持する必要があります。

海浜植生の分布に伴って日本固有種で千葉県重要保護生物（B）に指定されているヤマトマダラバッタが該当エリアの広い範囲で局所的に生息していることを確認しています。本種は台風でも波の来ない砂丘を伴った海浜植生がある程度密生している海岸であれば今も生息している可能性がある一方で海岸の人為的な改変頻度が過去に高かった地域では全く生息が見られません。そのため海岸の改変作業時の負荷を含めた環境変化により既に分断され狭められている生息地が更に狭められ、台風での避難場所として機能していると考えられる奥行きがあり植生で満たされた砂丘が失われる事で本種生息の存続が絶たれる可能性があると考えます。このことから先だった分布調査と生息地での十分な配慮をお願いします。

該当ページ：3-8

3-3-3. 利用面における各ゾーンの保全の方向

房総・白浜ゾーンでは以下のように記載されています。「人為的な影響による海岸環境のダメージが危惧されている。利用を規制し保護区域（波食台、海食洞、海食崖等）として資源を守っていく区域を定めるなど、保全すべき自然環境と地域ニーズに沿った海岸利用の棲み分けを行っていくことを目指すものとする。」また「ほぼ全線にわたり海岸線付近に国道他の道路が走っており、海岸近くへのアクセスは良好といえる。ただし、水際へのアクセスは岩礁海岸が多い地形的特性により、近づくことが困難な場所が多い。海と地域住民の日

近年、人為的な影響による海岸環境のダメージが危惧されていることから、本計画では、「利用を規制し保護区域（特に外房・南房地区の岩礁海岸等）として資源を守っていく区域を定めるなど、保全すべき自然環境と地域ニーズに沿った海岸利用の棲み分けを行っていくことを目指すものとする。」（P2-20 2）と記載しており、各海岸において事業を実施する際には、海岸づくり会議などを開催し、関係団体や地域住民から意見を聞きながら十分配慮して進めてまいります。

常生活は密接に結びつきながら地域文化を形成してきたが、現在は、生活形態や産業形態の変化により海との結びつきが薄れつつある。サイン施設や散策路、駐車場の整備など水辺へのアクセス性の向上を図る整備を行う。」

上記の中で「人為的な影響による海岸環境のダメージ」には観光者の多数入浜による海浜植生の踏圧があり、また海岸に産卵されたチドリの卵、雛が砂地の色合いに対しての擬態を伴って存在し、ウミガメの産卵も見逃した産卵の存在がある可能性が十分にあり、確認されている巣（卵）も県によって保護されているわけではありません。その現状の中で人々のアクセスを進めると希少生物への害が大きくなる可能性が高まる懸念があります。その事から広範囲なアクセスではなく水辺までの適切な誘導がなされた後浜と砂丘面を保護した誘導路を整備し、海岸全体では生物保護エリアを大きく保つ必要があると考えます。この考えは「砂浜海岸の生態学」A. C. Brown・A. McLachlan 著 須田有輔・早川康博訳 東海大学出版の P310-313「勧告：人間活動の影響」をご参照ください。

また岩礁海岸へのアクセス向上にも触れられていますが、岩礁海岸は危険度が高く、実際に転倒する観光者が普通に見られる事から安易なアクセスを進めるべきではないと考えます。以前、アクセスがしやすい遊歩道近くの岩礁に入った観光者が転倒し気絶し救急車で運ばれる場面も見えています。磯へのアクセスがあると、特に夏季に人目につかない磯で泳ぐ観光者がコロナ禍以降増えており遊泳中の事故の増加も考えられます。観光者は長年磯に接して来た近隣住民とは岩礁に対する対応が全く違い看板などの注意喚起看板程度ではそれを補えないと考えます。また磯とその合間にある漂着有機物の多い小さな

砂浜は渡り鳥や近隣で繁殖する鳥類の貴重な餌場となっており、人の流入量が増す事でそれらを阻害する可能性が高まります。更に人がアクセスしにくい海岸が残されていることがそれら鳥類の休息地や越冬地を保ってきていました。これら越冬地や餌場となっている海岸の全てで鳥類の生息状況が調査されているわけではないことから、「保全すべき自然環境と地域ニーズに沿った海岸利用の棲み分け」は難しいため、これまで既にアクセスされてきた場所に絞ってアクセスを許し、アクセス向上と安全確保に集中する方向性で考える必要を感じています。

該当ページ：4-42

図ー 4-6 (5) 施設整備計画（夷隅ゾーン）

私は、サーフィンがやりたくてちょうど串浜漁港海岸に投入計画のある串浜の前に移住しています。

日本では、夏～秋の台風シーズンなど南のうねりで砂は北に移動し、冬は、北風による北のウネリで砂は南に移動することをサーフィンを行っている人であれば、だれもが知っていることです。

おそらく串浜港の脇はどんどん砂がなくなってるからテトラの離岸堤を投入して閉じることで砂の流出を止めようとしてるんだと思いますが、それは間違いだと思います。

そもそも、夏から秋などにかけて勝浦港の突堤の先端あたりで砂の浚渫やって、他所に捨てているから、冬に砂が戻るのではなくどんどん砂が流出し浜が無くなっていっただけです。

根本原因として勝浦港での浚渫を行わなくて良いような構造にするか、浚渫した砂を串浜港に戻すなどしないとダメだと思います。

本計画では、「海岸保全施設を新設又は改良する場合は、地域の意向や特性に応じて、景観や環境、まちづくりなどを考慮し、設置位置や構造などの詳細な検討を行うものとする。」（P4-7 (1)）、「保全施設整備においては、海水浴やサーフィン等のレクリエーション利用および観光利用と十分に調整を図るものとする。さらに、整備による波や流れの変化などの海域環境への影響に対し、適切に対応していくものとする。」（P2-20 1)）などと記載しており、各海岸において事業を実施する際には、海岸づくり会議などを開催し、関係団体や地域住民から意見を聞きながら十分配慮して進めてまいります。

砂は季節によって移動するのに、動く前に浚渫するから、串浜側の砂が、どんどんなくなっていくのです。

本来は串浜港脇のテトラも取ってしまって、砂が移動しやすくしたほうが良いです。

勝浦には有名なサーフポイントが多数あり、サーファーの間でマリブと呼ばれているサーフポイントがあります。

米軍横須賀基地所属日系アメリカ人「タック・カワハラ」氏の地元であるアメリカ・カルフォルニア・マリブビーチの地形や波質が似ていると語って、日本には素晴らしい波があると噂になっていて、エンドレスサマーという映画を撮ったブルース・ブラウン氏が日本を訪れて、1965年に発行されたPteterson' s Surfing No.2という雑誌に勝浦のマリブというサーフポイントが紹介されたことによって、世界中のサーファーが勝浦を訪れてきたことが地元の老人たちから今も話を聞くことができます。Pteterson' s Surfing No.2 (1965) より Petersen' s Surfing Yearbook No.3 (1966)

現在の勝浦はどんどん人口が減っていますが、サーフィンの魅力によってセカンドハウスを買って、そのまま移住している人も私の周りにはたくさんいます。冬でもサーファーは波を求めて各地からやってきます。

オーストラリアのパームビーチでは沖合 250m にサーフィンが行えるような人工の岩を投入したことで素晴らしい波がたちサーファーをなどの観光客が押し寄せ地域を潤していることも有名です。

<https://www.colors-magazine.com/?p=219187>

三日月前から勝浦港の前あたりにサーフィンができるような人工リーフを投入して、砂が漁港側に行かないようにして、

浚渫を行わなくてもよいような構造にすれば一石二鳥になると思います。

興津港エリアに投入されている人工リーフも、サーフィン可能な人工リーフに変えてしまえばもっともっと人を呼べるようになると思います。

勝浦は、もっともっと、サーフィンを有効活用していけば良いと思います。

該当ページ：4－48 千倉海岸・瀬戸地区

CCZ、といっても一般市民には全く浸透していない海岸用語ですが、ここはその海岸ですね。

大規模な潜堤がすでに存在していますが、大潮の特別な時期だけ見ることができます。潜堤の効果はそれなりにあるようにみえます、つまり波がダンバー（一挙にくずれる）状態です。

そもそも、この施設の目的などがどれだけ達成できたのか、ぜひ、公開してもらいたいのですが。ここまで人工の手が入ったならばそれを元に戻すのは不可能かもしれません。

現在は漁業者はどのように利用されているのでしょうか。

百歩譲って、ここまで人工化された海岸ですが、前向きに利用できないかという提案です。

サーフィンリーフというものが世界では存在し、施工例もあります。（日本国内でも和歌山では具体的施工の直前まで行ったときいています） 潜堤というのは海面下のもの、いわゆるリーフです。

サーフィンに適する三角波も海面下のリーフの形状が関係します。なので、せっかくリーフをこのまま存在させるならば、その形状について工夫するのはどうでしょうか。それでこそ、community zone とし

本計画では、「海岸保全施設を新設又は改良する場合は、地域の意向や特性に応じて、景観や環境、まちづくりなどを考慮し、設置位置や構造などの詳細な検討を行うものとする。」（P4-7（1））、「保全施設整備においては、海水浴やサーフィン等のレクリエーション利用および観光利用と十分に調整を図るものとする。さらに、整備による波や流れの変化などの海域環境への影響に対し、適切に対応していくものとする。」（P2-20（1））などと記載しており、各海岸において事業を実施する際には、海岸づくり会議などを開催し、関係団体や地域住民から意見を聞きながら十分配慮して進めてまいります。

ての利用が可能な海岸になるかもしれません。 海岸保全計画の中には潜堤の拡大が計画されています。ならば、その機能、形状、効果について一歩踏み込んだ検討を期待します。	
該当ページ： 天津小湊・浜荻一号地区の海岸について この中の海岸部分、通称二間海岸は地域住民が大切にする砂浜です。小さなポケットビーチですが、一定の砂は確保し、大きな侵食はみられません。しかしながら、この海岸には潜堤の計画がいぜんより計画されています。県事務所のお話では、すぐに着手する予定はないとのこととは過去にうかがいましたが、なぜ、常に計画図には登場するのでしょうか。この海岸でも堤防のかさ上げなどの工事は行われています。このような小さな海岸ですが、海洋条件次第ではサーフィンに興じる人も多く、その人たちを中心にした、海岸清掃活動も活発です。 つきましては、なぜ、この海岸に潜堤が計画されているのか、について、合理的かつ科学的な根拠を元にご説明いただければ幸いです。隣の鴨川市東条海岸では、二間よりも長い海岸にかかわらず、そのような計画はありません。 当該海岸で行われたような、住民参加会議などで説明していただければ大変うれしいです。 前向きなご回答をいただけることを、一同、期待しています。	本計画における潜堤等の施設は、高潮・高波や侵食等による対策が必要な箇所に計画されています。 ただし、「海岸保全施設を新設又は改良する場合は、地域の意向や特性に応じて、景観や環境、まちづくりなどを考慮し、設置位置や構造などの詳細な検討を行うものとする。」（P4-7（1））、「保全施設整備においては、海水浴やサーフィン等のレクリエーション利用および観光利用と十分に調整を図るものとする。さらに、整備による波や流れの変化などの海域環境への影響に対し、適切に対応していくものとする。」（P2-20 1）などと記載しており、各海岸において事業を実施する際には、海岸づくり会議などを開催し、関係団体や地域住民から意見を聞きながら十分配慮して進めてまいります。
該当ページ：図4-7 鴨川・千倉ゾーン 鴨川海岸 前原横渚地区 についての提案 <背景>	本計画では、「海岸保全施設を新設又は改良する場合は、地域の意向や特性に応じて、景観や環境、まちづくりなどを考慮し、設置位置や構造などの詳細な検討を行うものとする。」（P4-7（1））、「保全施設

平成 15 年から 19 年（準備期間も含めればその前後も）にかけて、鴨川市では鴨川沿岸・海岸づくり会議が開催され、鴨川漁港から前原海岸・東条海岸にかけての統合的な海岸侵食対策を話し合う合意形成会議が開催されました。そのような会議は千葉県でも前例が少なく、しいては全国的に見ても画期的なものだったといわれています。

その会議を経て、当面の侵食対策には護岸のかさ上げを中心とした、対策が合意されその後、順次施工が進んでいます。幸い、この対策が功を奏したのか、背後の構造物への深刻かつ直接の超波被害は防げています。

しかしながら、この海岸の砂収支はマイナスのままで、中央部の護岸崩壊はすこしづつ進んでいます。

<提案>

そのような中、海浜の砂を循環させる方法の確認などは、この”海岸づくり会議”と同等のものを通じて、議論すべきものと思っています。

それに加え、2011 年の東北震災を機に、沿岸域の堤防高の見直しや、さらには津波に対する地域をあげての対策が必要だと実感します。

さらには、過去の津波などを知ると同時にどう海と付き合うのかについて、踏み込んだ議論が不可欠です。海岸計画というとかく構造物による対策だけが主のようと思われますが。新海岸法の基本精神、それは防護・利用・環境のバランスを考えるとという視点から砂浜の再生という視点も推し進めるべきと思います。

具体的には前原・横渚地区にある既存の離岸堤の撤去です。

先の海づくり会議の中でも、ここのある離岸堤は隣接する鴨川漁港フィッシャリーナ（以降 F と略す）が建設される前に侵

整備においては、海水浴やサーフィン等のレクリエーション利用および観光利用と十分に調整を図るものとする。さらに、整備による波や流れの変化などの海域環境への影響に対し、適切に対応していくものとする。」（P2-20 1）などと記載しており、各海岸において事業を実施する際には、海岸づくり会議などを開催し、関係団体や地域住民から意見を聞きながら十分配慮して進めてまいります。

食対策として施工されたものであり、Fの完成後は当初の侵食を防ぐ目的は達成していると、評価されています。

つきましては、よりよい海岸環境を回復し、幅広い市民の利用を促すために、これらの離岸堤の撤去を新しい海岸基本計画に加えていただきたいと思います。

そしてそれを全ての利害関係者で議論する、鴨川沿岸海岸づくり会議の再開を希望します。

該当ページ：図4-7 鴨川・千倉ゾーン
鴨川海岸 前原横渚地区 についての提案

＜鴨川海岸づくり会議からの引用です。＞

鴨川市の海岸は南部の賀茂川河口から現在の前原海岸にかけて、サーフィンに適する波がブレイクする場所でした。

その場所はブルース・ブラウンによる映像として日本で最初の記録として世界に公開されました。

また、その場所は日本で最初のアマチュアサーフィン全国大会が開催された、誇るべき場所です。

しかしながら、そのブレイクもフィッシャリーナ（以後F）の建設に伴い消失し、もう存在しません。

そんな現在の鴨川の海岸ですが、条件にもよりますが現在でも海岸全域にかけてサーフィンに適する波は存在しており、全国から多くのサーファーが訪れ、オリンピックに向けての選手選考合宿はもとより、数々のサーフィン大会が開催されています。

＜サーフィングクラブからの提案＞

私たち鴨川サーフィングクラブはそのような鴨川のサーフィン文化の継承とともに、未来に向けてのサーフィン環境の保全

本計画では、「海岸保全施設を新設又は改良する場合は、地域の意向や特性に応じて、景観や環境、まちづくりなどを考慮し、設置位置や構造などの詳細な検討を行うものとする。」（P4-7（1））、「保全施設整備においては、海水浴やサーフィン等のレクリエーション利用および観光利用と十分に調整を図るものとする。さらに、整備による波や流れの変化などの海域環境への影響に対し、適切に対応していくものとする。」（P2-20（1））などと記載しており、各海岸において事業を実施する際には、海岸づくり会議などを開催し、関係団体や地域住民から意見を聞きながら十分配慮して進めてまいります。

なお、「4）鴨川海岸の総合的な津波対策」については、貴重なご意見として、県防災部局や鴨川市に共有いたします。

を目的に、サーフィン業関係者のみならず、有志により構成されています。

そのような中、今回の令和6年度千葉県東沿岸海岸保全基本計画(案)への意見募集にあたって次の事を提案します。

1) Fに隣接する離岸堤(テトラポッド)の撤去

先の海岸づくり会議で明らかになった事は、この離岸堤の設置はF建設前のものであり、その目的は背後地の被災対策でした。

しかし、F建設により砂浜地形は大きくかわり、又沖合にはFの外堤防も完成し、当初の被災の危惧は見当たりません。

そこで、この離岸堤防撤去してはどうでしょうか？ 海面を広く利用できるのは、サーフィンだけではなく、夏季の海水浴利用者にとっても魅力的です。

勝浦の興津海岸と守谷海岸の集客の差をみれば明らかです。人々は人工物に埋め尽くされた海岸よりも自然のままの海岸を求めているのではないのでしょうか。

2) F建設にともなう砂の偏在に対する事業としてのサンドリサイクル

離岸堤を撤去したとする場合、砂浜の変形が予測されます。また、Fの入り口への砂の移動も危惧されます。

その対策として堆積する砂を人工的に移動させる、＝サンドリサイクルの事業も検討する。

3) 鴨川海岸の砂の動きをモニターするピア(遊歩道兼用)の建設

サンドリサイクルを行うためのデータ収集を目的として、海岸の中央部あたりに海岸と垂直にのびたピアを建設する。

そして、海岸および海底の砂の状態をモニタリングしサンドリサイクルの有効利用を促す。 4) 鴨川海岸の統合的な津波対策 上記のような事業を行うと同時に、津波についての統合的な対策を行う。具体的には旧市民会館跡地の有効利用としての津波避難施設を兼ねた、立体駐車場の整備。津波アラートのサイレンのみならず海岸のフラッグをたてる。これは実際に過去の津波注意報が発令された時、海の中ではアナウンスの内容が聞き取れないという事実があります。 通常の鴨川防災との区別をつけるためにも、海岸沿いの施設にも協力を求め、海からも見える旗を抱えることも検討すべきと思います。 以上の提案は行政の方々だけにはお願いするものではありません。 すべての利害関係者をまじえた合意形成会議を通してのものであり、県行政、行政の皆さまにはそのサポートを切にお願いします。	
該当ページ：2-3,2-19,2-20 南房総市根本海岸はウミガメ・シロチドリの繁殖地となっている。県ではどちらも「A 最重要保護生物」に指定、環境庁では絶滅危惧類と公表している。 その砂浜を夏にはキャンプ場にするために数台の重機で大規模に整地している。そのため絶滅が危惧されている生き物、砂浜の植物に大きなダメージを与えている。以上のことを踏まえ、 1. 根本マリンキャンプ場の在り方の根本的な見直し ・ 国定公園内のキャンプ場であること ・ 絶滅危惧種の生物の貴重な生息地であること	当該根本海岸は、南房総市管理の海岸となっております。 いただいたご意見は、南房総市にお伝えいたします。

2. 重機による整備の廃止

- ・国定公園に指定されている意義
- ・絶滅危惧種の生き物、植物の保護
- ・砂浜への車の乗り入れの禁止、駐車場を別に設ける
- ・重機による整備を許可している知事に現場を見ていただきたい。